注1　事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備ごとに別葉とすること。

2　「満たすべき基準」の欄は、事業用電気通信設備の種類に応じたものを記載すること。

3　「ネットワーク品質」の欄は、電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

4　各品質については、別に告示で定める条件（測定日時、測定頻度等）に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品質の測定箇所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別紙を添付すること。

5　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

（事業用電気通信設備規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現に電気通信事業の用に供している事業用電気通信設備については、この省令による改正後の事業用電気通信設備規則（以下「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　前項の期間内に、前項に掲げる事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該設備を新設備規則第三十五条の二の二（第三十五条の六の二、第三十五条の十四の二、第三十五条の二十一、第三十六条の七及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。附則第七項において同じ。）の基準に適合させるための合理的と認められる計画を総務大臣に提出した場合には、当該設備を当該基準に適合させるまでの間、当該設備は当該基準に適合しているものとみなす。

4　この省令の施行の際現に電気通信事業の用に供しているPHS用設備の端末系伝送路設備（新設備規則第十一条第三項に規定するものを除く。）については、当分の間、新設備規則第十一条の規定は適用しない。

（電気通信事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

5　電気通信事業者は、この省令の施行の際現に届け出ている管理規程について、この省令の施行の日から三月以内にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致させなければならない。

（電気通信事業報告規則の一部改正に伴う経過措置）

6　この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年四月一日以後である報告から適用する。ただし、新報告規則第七条の五の規定は、報告期限が平成二十六年四月一日以後である報告から適用する。

7　新報告規則第七条の二第二項の規定は、附則第三項の規定により、新設備規則第三十五条の二の二の基準に適合しているものとみなされている事業用電気通信設備に係る報告については適用しない。